

鳥取縣公報

告示

昭和二十二年四月一日
第千七百九十七號 火曜日

准書ノ次ナマヘ開設開設スム

鳥取縣知事 吉田 忠一

中國地方物價事務局告示第三號

理髮料金の統制額が物價廳中國地方物價事務局長において左の通り指定された。

昭和二十二年四月一日

物價廳中國地方物價事務局長 澄野三郎
昭和二十二年三月十七日

一、理髮料金の統制額

(一) 総合制料金

種別	岡山市、廣島市、吳市、下關市			その他の地域			備考
	A級	B級	C級	A級	B級	C級	
長髪	一〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	刈込、顔剃、洗髪を含む
丸刈	九〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五〇〇〇	刈込、顔剃、洗髪を含む
小供	四〇〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	四〇〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	洗髪をやらない場合は一圓引
乳幼兒	七〇〇〇	六〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	四〇〇〇	三五〇〇	満七歳未満

(二) 分割制料金

種別	岡山市、廣島市、吳市、下關市			その他の区域			備考
A級	B級	C級	A級	B級	C級		
刈込	四・五〇	三・五〇	三・〇〇	三・五〇	三・〇〇	二・五〇	同右
顔剃	四・五〇	三・五〇	三・〇〇	三・五〇	三・〇〇	二・五〇	ふきとり仕上を含む
洗髪	二・〇〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇	一・五〇	一・五〇	同右
丸刈	三・五〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇	二・五〇	二・〇〇	同右

一、本表料金の級別は當該縣の理髮業組合聯合會(又はこれに準する團体)に於て査定し、知事の承認を受けた等級とする。

二、客の要求によつてボーマード、チツク、香油等を使用したときは一・五瓦毎に五十銭以内を受領してもよい。

三、分割制料金は客の要求によつてそれづの種目を單獨に施行した場合の料金である。

四、本表料金は店内の見易き場所に掲示すること。

◆鳥取縣告示第百三十六號

食糧管理事務取扱員を次のように解囑並びに嘱託した。

解囑したる者の氏名	嘱託する者の氏名	職務執行場所	備考	解囑したる者の氏名	嘱託する者の氏名	職務執行場所	備考
田村十治	山口義男	同	同	西田壽幸	武田正利	同	同
吉村昭一圓	鳥取縣食糧検査所	昭二二、一、三一(任命)	同	同	同	同	同
絹見高義同	同	同	右	木村章雄	門脇朗	淀江町	昭二二、一〇、三一(任命)
解囑したる者の氏名	嘱託する者の氏名	職務執行場所	備考	小林都子	森岡均	同	同
高本一夫	東伯郡小鴨村	君吉出張所	昭二二、一二、一五(解任)	同	同	同	同
解囑すべき者の氏名	嘱託すべき者の氏名	職務執行場所	備考	足立泰子	同	同	同
前田勉	小鴨村	君吉出張所	昭二二、一二、一五(任命)	同	同	同	同
解囑したる者の氏名	嘱託する者の氏名	職務執行場所	備考	松村成夫	池岡一夫	采田秀吉	同
山本久子	西伯郡米子市	西伯支所	昭二二、一一、三〇(解任)	同	同	同	同
河野延壽	法勝寺同	米子出張所	同二二、一〇、二五	仲田優	井塙長三	米子同	同二二、一〇、一〇
竹内令壽	法勝寺同	同	同二二、一一、三〇	同	同	同	同
大谷健次郎	西伯郡米子市	西伯支所	昭二二、一一、一五	高虫正則	松本正同	同	同二二、一一、五
解囑したる者の氏名	嘱託する者の氏名	職務執行場所	備考	同	同	同	同

00742

00741

解囑したる者の氏名	嘱託する者の氏名	職務執行場所	備考	解囑したる者の氏名	嘱託する者の氏名	職務執行場所	備考
前田勉	東伯郡小鴨村	君吉出張所	昭二二、一二、一五(解任)	高虫正則	松本正同	同	同
解囑したる者の氏名	嘱託するべき者の氏名	職務執行場所	備考	同	同	同	同
高本一夫	東伯郡小鴨村	君吉出張所	昭二二、一二、一五(解任)	足立泰子	森岡均	同	同
解囑すべき者の氏名	嘱託すべき者の氏名	職務執行場所	備考	同	同	同	同
前田勉	小鴨村	君吉出張所	昭二二、一二、一五(任命)	松村成夫	池岡一夫	采田秀吉	同
解囑したる者の氏名	嘱託するべき者の氏名	職務執行場所	備考	同	同	同	同
山本久子	西伯郡米子市	西伯支所	昭二二、一一、三〇	仲田優	井塙長三	米子同	同
河野延壽	法勝寺同	米子出張所	同二二、一〇、二五	同	同	同	同
竹内令壽	法勝寺同	同	同二二、一一、三〇	同	同	同	同

山根 輝子 所子村 所子同 同二、一一、一
水原 吉之助 嶺 村 嶺 同 同二、一一、二〇

現住所務開業地 鳥取市本町二丁目五〇字山芳郎方
昭和二十二年四月一日第一、二二六號

大正十三年三月十三日生
高 橋 富 美 江

◇鳥取縣告示第百三十七號
産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

本籍地 岩美郡福部村大字湯山三

現住所及開業地 氷高郡千代水村大字安長三五六ノ一

昭和二十二年四月一日第一、一二四號

明治四十四年九月四日生
西 垣 政 子

本籍地 東伯郡社村大字不入岡四三〇ノ一

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、一二五號

大正十五年四月二十八日生
山 下 春 江

本籍地 京都府船井郡下知和村大字稻次小字仲垣井二五ノ一

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、一二五號

大正十四年五月三十日生
大正二十二年四月一日第一、一二七號

本籍地 八頭郡若櫻町大字若櫻七九九ノ一

現住所及開業地 鳥取市東品治町二四三ノ一
昭和二十二年四月一日第一、一二八號

明治四十二年三月二十日生
高 橋 梅 野

本籍地 京都府船井郡下知和村大字泊八一六

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、一二九號

大正二十二年四月一日第一、一二九號
河 本 登 美 子

本籍地 東伯郡泊村大字泊一六

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、一二九號

明治四十三年十一月七日生
下米積

本籍地 東伯郡高城村下米積耕地整理組合長同副長を左の通り選任

の件昭和二十二年三月二十二日認可した。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

本籍地 東伯郡高城村大字上福田

組合長 杉 本 義 夫

現住所及開業地 同
明治四十三年十一月七日生
伊 藤 後 子

昭和二十二年四月一日第一、二三一號
大 前 和 子

本籍地 東伯郡倉吉町大字湊町二六〇

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、二三一號
大 正 七 年 一 月 二 十 日 生
伊 藤 後 子

本籍地 東伯郡淺津村大字上淺津二八九

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、二三一號
大 前 和 子

本籍地 東伯郡倉吉町大字湊町二六〇

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、二三一號
大 前 和 子

本籍地 東伯郡倉吉町大字湊町二六〇

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、二三一號
大 前 和 子

本籍地 東伯郡倉吉町大字湊町二六〇

現住所及開業地 同
昭和二十二年四月一日第一、二三一號
大 前 和 子